

函館市児童館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年4月17日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第33号

函館市児童館条例施行規則の一部を改正する規則

函館市児童館条例施行規則（平成26年函館市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第14条各号」を「第15条各号」に改める。

第16条を第17条とする。

第15条中「第17条第2項」を「第16条第2項」に、「第12条」を「第13条」に、「別記第9号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「第17条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条中「別記第9号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「第11条第1項ただし書」を「第10条ただし書」に改め、同条第2項中「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「第10条第1項」を「第9条第4項」に、「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条第2項中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（使用料の後納）

第8条 条例第9条第3項の市長が特に認めるときとは、国、地方公共団体その他これらに準ずる者に使用させるときとする。

2 前項の者は、使用料を後納しようとするときは、別記第6号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、後納の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

別記第9号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第8号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第7号様式中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第6号様式中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を別記第7号様式とし、別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

別記第6号様式（第8条関係）

函館市児童館使用料後納申請書

年 月 日

函館市長 様

住所（団体にあつては、代表者）
の住所
申請者 氏名（団体にあつては、その名）
称および代表者の氏名
電話 局 番

次のとおり使用料を後納したいので申請します。

児童館の名称	
使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
使用目的	
使用人数	人
使用日時	年 月 日 午前 時から 午前 時まで 午後
使用場所	<input type="checkbox"/> 遊戯室 <input type="checkbox"/> 図書室 <input type="checkbox"/> 集会室
使用料の額	円

注 該当する□内にレ印を記入してください。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。